

寄附の禁止について

明るい選挙の推進「三ない運動」とは何か

「三ない」とは、「寄附を贈らない、求めない、受け取らない」ということです。「三ない運動」は、公職選挙法の規定によって禁止されている寄附行為をしないようにしようという運動で、明るい選挙推進運動の重要な目標となっています。政治に携わる者はもちろんのこと、有権者一人ひとりが認識を高め、自覚を深めることが求められています。

- ◎ 政治家や候補者は選挙区内の人に寄附を贈らない
- ◎ 選挙区内の人は政治家や候補者に寄附を求めない
- ◎ 選挙区内の人は政治家や候補者からの寄附は受け取らない

どのような寄附が禁止されるのか？

公職選挙法では、区長や区議会議員などの公職にある人や、これらに立候補を予定している人が、選挙区内の人又は町内会や法人などの団体に対して寄附をすることを禁止しています。

1 政治家の寄附の禁止

政治家（候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者）は、選挙区内にある者に対して寄附をすること（政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治集会・教育集会に関するやむを得ない実費の補償は除く）は、いかなる名義であっても禁止されています。

政治集会に関する実費の補償でも、食事や食事料の提供をすることは禁止されており、違反すると処罰されます。

また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも禁止されており、違反すると処罰されます。

2 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫（脅して従わせる）して、あるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。

また、政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

3 政治家の関係会社等の寄附の禁止

政治家が役職員又は構成員である会社、その他の法人又は団体が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすると、処罰されます。

4 政治家の氏名等が表示されている会社等の寄附の禁止

政治家の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人又は団体が、特定の選挙に関し、選挙区内にある者に対して寄附をすると、処罰されます。

5 後援団体の寄附の禁止

後援団体（後援会）が選挙区内にある者に対して花輪・供花・香典・祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんを問わず処罰されます。

6 年賀状などのあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼（相手方への返事）のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されています。

7 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対してあいさつを目的とする広告（名刺広告など）を有料で、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどに出すと処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

8 以下の場合も寄附の禁止の対象となります

病気見舞い

お祭りへの寄附や差入

地域の行事・スポーツ大会への飲食物の差入

葬式の花輪

落成式・開店祝いの花輪

入学・卒業・就職・結婚・出産祝い

お中元・お歳暮

町内会の集会・旅行などの催物への寸志や飲食物の差入

結婚祝や葬式の香典（ただし、政治家本人が自ら出席し、通常一般の社交の程度を超えない場合は、処罰の対象から除かれます）